

東松島市公立保育所民営化ガイドライン

令和7年10月
東松島市

内容

1	背景.....	2
2	ガイドラインの目的.....	1
3	基本方針.....	2
	（1）再編対象保育所の選定.....	2
	（2）民営化の方式.....	2
	（3）民営化移行期間.....	3
	（4）市有財産の取扱い.....	3
4	民営化の対象施設.....	4
5	民営化のスケジュール.....	4
6	民営化を進めるうえでの基本的な考え方.....	5
	（1）保育の質の確保.....	5
	（2）民営化移管先事業者の公表.....	5
	（3）保護者への説明・理解.....	5
	（4）適正な事業者選定.....	5
	（5）子どもへの影響を配慮.....	5
7	事業者の選定.....	6
	（1）運営主体.....	6
	（2）移管先事業者の公募.....	6
	（3）応募方法.....	6
	（4）選定方法.....	6
	（5）運営条件.....	6
	ア. 保育・幼児教育の運営および設備基準.....	7
	イ. 保育・幼児教育の内容.....	7
	ウ. 職員配置、職員研修.....	7
	エ. 費用徴収.....	7
	オ. 市との連携・協力.....	7
	カ. その他.....	8
	（6）選定基準.....	8
	（7）民営化までの基本的なスケジュール.....	9
8	選定後の手続き.....	9
	（1）引継ぎ保育の実施.....	9
	（2）保護者・事業者との協議.....	9
	（3）民営化後の市の関与.....	9
	（4）その他.....	10
9	民営化後の流れ.....	10
	（1）協定締結.....	10
	（2）実地調査.....	10
10	その他.....	10

1 背景

東松島市では、公立保育所の適正規模や適正配置、合理的な保育サービスの提供、質の向上、安全・安心な施設整備を実現するため、令和7年6月に東松島市公立保育サービス在り方検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置しました。

検討会議では、まず(1)施設の整備方針として、建設から30年以上が過ぎた施設の改築について、老朽化や児童数の推移、運営方法などを踏まえながら検討することとしました。次に、(2)保育所の運営方針として、標準的な保育を提供できるように一定規模の公立保育所を維持しつつ、保護者の選択肢の拡充や保育サービスの向上を目指して、保育所の運営すべてを移管する民営化の検討を進めることとしました。

保育所の整備及び運営には多額の経費が必要ですが、私立保育所は国庫負担金などの財源措置がなされている一方で、公立保育所は基本的に全額が市の負担となります。持続可能な保育サービスの提供のためには、保育施設の再整備に当たり民間活力を積極的に活用し、公立保育所の再編を推進する必要があります。

公立保育所の再編は、今後の保育ニーズの多様化に対応し、施設の老朽化に迅速に対応するため、限られた人材や財源を最大限に活用し、保育の質や保育サービスの向上、保育所全体の運営体制の強化を図ることを目的としています。公立保育所では正規職員として保育士を集約し、要配慮を必要とする児童の保育等に関して、当市にふさわしい役割を確実に果たす体制の維持・拡充に努めます。

本ガイドラインは、公立保育所再編に関する基本的なルールや基準を示すものであり、保護者や市民の理解のもとで優良な事業者の参入を促し、円滑な移管と安定した運営を目指してまいります。

2 ガイドラインの目的

人づくりは、未来を創造するための重要な施策です。したがって、保育・幼児教育における民間活力の導入が子どもと子育て家庭にプラスの効果をもたらすよう、保護者や地域の理解を得て進めることが不可欠です。

本ガイドラインは、公立保育所再編の検討及び推進にあたり、あらかじめ基本的な考え方や実施手続きを示すことで、保護者や市民の不安を解消するとともに、優良事業者の参入を促し、市内全体の保育・幼児教育サービスの充実を図ることを目的として策定しました。

公立保育所の再編を進めるにあたっては、在所児の保護者の疑問や不安を解消していくことが重要です。そのため、公募により民営化を進めるに際し、民間事業者の募集・選定、三者協議会の設置・運営、事業者への引継ぎ方法など、一連のプロセスを明らかにするためのガイドラインを作成することにしました。このガイドラインは、対象となる保育所に民間活力を導入する際の基本となるルールや基準を示すものであり、民営化を進めるための基本的な指針となります。

3 基本方針

(1) 再編対象保育所の選定

本ガイドラインに基づき、老朽化等により公立保育所を改築及び長寿命化のための改修が必要になった際、原則、統廃合を進めることとし、『東松島市公立保育サービス在り方検討会議報告書「Ⅲ今後の公立保育サービスの在り方」』に掲げる方針に従い、再編対象保育所を選定するための検討を行います。その際、下記の視点に立ち、事業の継続性及び効果、保護者の利便性などを総合的に勘案し選定します。

なお、周辺に複数の公立保育所があり、統合が可能な場合は、新たに整備する保育所に統合することも検討します。

- (1) 施設の老朽化の状況
- (2) 地域の保育需要と保育サービス定員の実態
- (3) 保育施設を整備できる市有地等の代替地の確保
- (4) 一定規模の保育所定員を備えること
- (5) 原則、待機児童対策として定員拡大の余地があること

(2) 民営化の方式

民営化には公立保育園を廃止して民間事業者が新たに保育園を設置する「移管型（民設民営）」と、公立保育園のまま運営だけを民間事業者に委託する「委託型（公設民営）」の主に2つのパターンがあります。

公設民営方式（指定管理者制度）は、設置主体は市のまま、保育事業を民間事業者（以下、「事業者」という。）へ委託することですが、定期的に事業者を選定する必要があり、事業の継続性に課題があります。また、国・県の補助を受けることもできません。

民設民営方式は、施設の設置、運営ともに事業者が実施をすることです。事業者独自の特色ある保育の提供や、保育ニーズへの柔軟な対応が期待でき、国・県の補助金の活用も可能となります。

これらを踏まえ、本市では民設民営方式を基本とします。民設民営は直接移管型と民間事業者が既存施設の増築等により定員規模を拡大する、または新たに保育園を建設する定員枠調整型が考えられます。直接移管型は、公立保育所の施設及び設備等を現状のまま、もしくは改修後に民営化移管先事業者へ譲渡し、土地については貸付を行い、保育所運営を移管先事業者に引き継ぐというものです。ただし、民営化の対象となる公立保育園は建設後30年以上経過している施設であることを踏まえ、今後公募する際、直接移管型又は定員枠調整型の選択は提案事業者側の裁量の範囲とします。

なお、保育の民間等への移管にあたっては、引継ぎ保育の期間を経て行うことを基本とします。また、必要に応じて民間等事業者による保育運営や経営状況を評価するため、運営委託を一定期間設けたうえで移行することも検討します。

(3) 民営化移行期間

他自治体における公立保育所の民営化は、民営化対象所発表時に在所する児童の卒所後に民営化を行う事例が一般的であり、移行まで 3～5 年程度の期間を要しています。しかし、公立保育所 7 所中 3 所が建築後 40 年を超える現状において、長寿命化の改修時期を迎える保育施設が多くあるうえ、市の財政状況を踏まえると、早期に民営化を進めていく必要があります。本市においては、過去の公立保育所の民営化に対しても一定の理解が得られてきたことから、民営化の移行期間を短縮し、早期に保育環境を向上させる必要があります。

なお、民営化対象所の個別計画の公表から民営化までの期間は短縮となりますが、三者協議会の開催と引継ぎの期間は、これまでの民営化における期間を原則として踏襲していきます。民営化移行にあたっては、所児や保護者への影響を考慮し、保護者に対して情報提供を行い、意見交換・協議を重ねるとともに、移管先事業者への引継ぎ期間を十分に確保します。

ただし、民営化の手法、代替地の確保及び施設状況等により、移行期間及び引継ぎ期間が前後する場合も想定されるため、それぞれの民営化対象所の個別計画により、具体的なスケジュールを策定します。

(4) 市有財産の取扱い

①土地

市が所有または取得する土地について、有償貸付を原則としますが、民営化後の安定的な運営を継続させるために、減額、無償、助成等の必要な対応について、協定に基づき定めます。

②建物及び設備

既存の所舎を民営化後も使用する場合は、原則、無償譲渡とします。また、改築（新築）を行う場合は、事業者による整備を原則とします。

③物品等

市が所有している物品などで譲渡が可能なものは、有償または無償で譲渡できるものとなります。国・県の制度に基づく助成を行うほか、市の独自基準による助成などは、協定に基づき定めます。

4 民営化の対象施設

民営化移行期間を短縮することから、保護者への周知を早めるため、今後の5年間で民営化準備に着手する保育所（民営化対象所）を一括して公表します。

土地、建物及び物品の譲渡、貸付の方法等について、今後も一定期間の利用が可能であることから、建物及び物品を民間事業者は無償譲渡することを前提とします。土地については、保育の継続性と移管先事業者の初期投資の軽減を図るため、原則として一定期間は無償貸付するものとします。

また、保育所入所希望者が民営化移行を踏まえて希望所を選択できるよう、可能な限り次年度以降の入所申込時期に間に合うよう案内を行っていくことを基本とします。

施設名称	対象とする理由
大曲保育所	建物の一部が建築後40年以上経過し老朽化が著しい
赤井南保育所	建築後40年以上経過し老朽化が著しい
赤井北保育所	建築後40年以上経過し老朽化が著しい
大塩保育所	建築後30年以上経過し老朽化が著しい

5 再編イメージ

区分	保育所名	定員数	利用数	建築経過年数	今後の方針	備考
公立	矢本東保育所	120	105	13年	継続	基幹保育所として機能強化
	大曲保育所	100	113	41年	民間誘致	私立保育園へ移行 令和10年4月開設予定
	赤井南保育所	70	59	40年	廃止→民間誘致	赤井南保育所を廃止 赤井北保育所を廃止 私立保育園を誘致 令和9年4月開設予定
	赤井北保育所	60	45	40年		
	大塩保育所	60	45	31年	民間誘致	私立保育園へ移行 令和10年4月開設予定
	牛網保育所	100	77	9年	継続	基幹保育所として機能強化
	野蒜保育所	60	52	8年	継続	

6 民営化を進めるうえでの基本的な考え方

(1) 保育の質の確保

民営化を進める際には、利便性の高い保育サービスの拡大を優先するだけでなく、子どもの最善の利益が考慮されるべきこと、国の保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に示される一人ひとりの子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できることなど、保育の「質」の確保を重要視します。質の確保については、市内の公立保育所・私立保育園による連携体制をさらに強化して取り組みを進めます。

(2) 民営化移管先事業者の公表

移管先事業者の公表から民営化移行まで、円滑に進むよう十分な期間を確保します。

また、民営化対象となる保育所の保護者だけでなく、他の保護者も民営化保育所を選択できるように、公表方法等について検討していきます。

(3) 保護者への説明・理解

民営化を進める際には、対象となる保育所の保護者の理解は不可欠ですので、十分な期間を確保したなかで保護者説明会を開催し、保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望に配慮してまいります。また、保育園の運営には地域の理解も必要ですので、地域住民に対しても説明をしてまいります。

(4) 適正な事業者選定

運営事業者の決定に際しては、事業者によって保育の質の格差が生じることがないように、事業者選定は慎重に行います。その際、公正な選定基準の設定、選定基準の骨子や選定方法を公開するとともに、書類審査、面接等を経て選考し、移管先事業者を決定します。

(5) 子どもへの影響を配慮

保育所は子どもにとって第二の家庭であり、慣れ親しんだ保育士の入れ替わりは大きな負担になります。また、保護者や事業者にとっても安定した継続的な保育が中断する事態となります。民営化を進める際には準備期間を設け、市と移管先事業者による合同保育(引継ぎ保育)を実施するなど、子ども・保護者への影響を最小限に抑えるよう努め、配慮します。心理的な安心・安全に加えて、建物の安全性・防災対策・衛生管理など、物理的な安心・安全の確保がなされる環境を整えていきます。

7 事業者の選定

(1) 運営主体

事業者の応募資格は、民営化所を安定的に運営する必要から、認可保育所の運営実績が一定程度あることを条件とすると同時に、移管先事業者の保育所運営状況を現地で確認する必要から、移管先事業者は宮城県内で現に保育所、幼稚園または認定こども園の運営をしていることを条件とします。

(2) 移管先事業者の公募

移管先事業者の公募は、募集要項を作成のうえ、該当するすべての事業者に公募情報が届くよう広報紙や市ホームページなどを活用し募集を行います。また、事業者が余裕をもって応募することができるよう、2ヶ月程度の応募期間を確保します。

(3) 応募方法

民営化前と比較して保育サービスが低下しないことや特色ある保育・幼児教育が展開されるよう、東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに準じて事業の提案内容を審査するプロポーザル（企画提案）方式による公募を行います。

(4) 選定方法

事業者の選考にあたっては、有識者や保育現場の事情に詳しい者などで構成する選考委員会を設置し、当該委員会による審査結果を基に本市において移管先を選定します。また、移管先事業者の募集要領の作成にあたっては、事前に保護者の意見を十分に聴き、反映していきます。

なお、選考委員会設置要綱、選考基準、募集要項などは別に定めます。

(5) 運営条件

公立保育所を移管するにあたり、次の項目を基本的な運営条件とします。なお、詳細は、募集要項などで定めることとします。

ア. 保育・幼児教育の運営および設備基準

- ①児童福祉法、子ども・子育て支援法のほか関係法令を遵守すること。
- ②職員配置および施設整備は、「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」を最低条件とし、利用する子どもの健康と安全の確保を第一に努めること。
- ③不測の事態に備えて、事故防止および安全対策などを講じること。
- ④開所日（休所日）・時間は、市と協議した内容によること。
- ⑤利用定員は、市と協議して決定した定数を確保すること。

イ. 保育・幼児教育の内容

- ①保育行事は、保護者と協議のうえ計画すること。また、地域との連携・交流に積極的に取り組むこと。
- ②食事提供は自所調理を基本とすること。
- ③給食の食材は地元産の新鮮な野菜や、多様な食材を献立に取り入れるなど、食育環境の整備に努めること。
- ④体調不良や食物アレルギーなど一人ひとりの子どもの心身の状況に応じて適切に対応すること。
- ⑤地域子ども・子育て支援事業（一時的保育、延長保育、病児病後児保育、子育て支援センター事業など）にも積極的に取り組むこと。
- ⑥従前より実施している施設の各種行事や地域活動等については、原則として継続して行うこと。

ウ. 職員配置、職員研修

- ①保育・幼児教育の質の向上を図るため、研修計画を作成し、積極的に研修などの参加の機会を設けること。
- ②継続的に良好な職場環境の整備改善に努め、職員が働きやすい環境づくりに努めること。

エ. 費用徴収

- ①市が事前に把握した実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、移管後、新たな保育サービスや事業の対価として費用徴収が必要とされる場合は、保護者への十分な説明と理解を求めたうえで行うこと。

オ. 市との連携・協力

- ①本ガイドラインの趣旨を理解し、市との連携により子どもの豊かな育ちに資する保育所の運営に努めること。

- ②相互の積極的な情報交換に努めること。
- ③子ども子育て支援に関連する本市の事業などには可能な限り協力すること。

カ. その他

- ①第三者評価などを実施し、利用者に対して良質で適切なサービスの向上に努めること。
- ②保護者、地域からの意見要望には誠意をもって対応すること。また、苦情申立てに対しては、解決の仕組みを公表のうえ、円満な解決に努めること。
- ③候補所に勤務する会計年度任用職員が、移管先での就労を希望する場合には、その雇用に努めること。

(6) 選定基準

公立保育所の保育水準を満たし、保育の質の維持・向上できる運営事業者を選定することを原則とします。

そのため、事業者の保育所運営内容（保育の質）に関して、プロポーザルにおける提案書を中心に審査を行うとともに、財務診断において事業者の継続性や安定性等を確認します。また、事業者が運営する保育所の現地確認を行い、事業者プレゼンテーションを実施した上で、総合的な判断のもと、運営事業者を選定します。

移管先事業者決定後、速やかに市ホームページ等により事業者名の公表を行います。

(選定基準イメージ)

No.	評価項目	選定基準
①	運営方針	幼児期の教育及び児童福祉の理念、公共性及び公益性を持った法人運営がなされている
②	教育・保育の内容	子どもの発育を尊重し支援する保育ができ、子どもを中心とした公共施設移管先として相応しい保育の「質」を確保できる
③	運営体制	安全面の管理体制、衛生・健康に関する管理体制、苦情及び虐待に対する管理体制等が適切に確保されている
④	職員体制	十分な経験や知識のある職員が確保されており、保育の質の向上が見込まれる職員体制が整えられている
⑤	経営状況	事業者の財務状況や資金収支計画等が健全であり、良好な施設経営が継続して見込まれる
⑥	労働環境	積極的に研修に参加できる機会を設ける等、職員が働きやすい環境づくりを行っている

※詳細な評価項目については、選定委員会の意見を踏まえながら、募集要項等で定めることとします。

(7) 民営化までの基本的なスケジュール

民営化3年前	保護者・地域住民説明会 事業者公募条件の調整・確定 事業者公募開始 事業者選定・公表
民営化2年前	三者協議会（保護者・事業者・市） 建物整備補助申請準備（1月）
民営化1年前	建物整備補助申請（4月） 三者協議会 建物整備 引継ぎ保育
民営化実施年	民営化（4月） 三者協議会

8 選定後の手続き

(1) 引継ぎ保育の実施

在所児童や保護者の不安を取り除くために、民営化前には引継ぎ保育の期間を設けて、市職員と民間等事業者による共同保育を行うことについて検討します。

引継ぎ保育期間中に、保育所の施設設備、児童及びその家庭状況、地域との交流、保護者会活動その他運営上必要な情報について引継ぎを行います。

(2) 保護者・事業者との協議

民間への円滑な移行を図るため、保護者代表、民間等事業者及び市の三者による三者協議会を設置します。三者協議会では、保護者や地域住民等とも十分に意見交換をしながら、円滑な移行のための計画を策定します。あわせて、民営化に伴い検討を要する事項について協議を行います。民営化移行後においても、事業者の自主運営に委ねることができると判断できるまでの一定期間は、この協議の場を継続します。

(3) 民営化後の市の関与

市は定期的に民営化後の保育施設を訪問（又は連絡調整会議を設定）のうえ、必要な助言指導を行うほか、一定期間は、三者協議会を存続させ、民営化にあたっての条件や保育内容の確認を行い、課題等が確認される場合には改善要請を行います。また、共同研修の開催や

情報交換の機会を設け相互に学びあう関係を継続します。

(4) その他

上記(1)から(3)を基本とし、協議会の参集範囲、引継ぎ保育の実施方法の詳細及びその他民営化において事前調整が必要な事項については、三者協議会の意見を尊重して決定します。

9 民営化後の流れ

(1) 協定締結

民営化後も施設運営が適切に行われるよう市と事業者間で協定を締結します。協定においては、募集時に示した運営条件、事業者の提案から採用された内容、市有財産の取扱い、その他移管先の事業者が遵守しなければならない事項等を定めます。

(2) 実地調査

市職員による民営化後の私立保育園等の実地調査を定期的を実施し、運営状況や遵守事項等の確認、必要な指導・助言等を行い、より一層保育の質が向上するよう努めることとします。

(3) 人材育成

市内の公立保育所・私立保育園は連携して、保育士の専門性向上をはじめとする人材育成を目的とした研修計画を策定し、計画に基づく取り組みを推進します。本研修計画では、現場の課題やニーズを踏まえた研修メニューの整備等を盛り込み、保育の質の向上と安定した保育サービスの提供を実現していきます。

10 その他

民間委託や民間移管以外の方法により、民間事業者等が本市内において新規に事業展開を希望する場合は、特別な事由がないかぎりその参入を拒むことはありませんが、子どもの生活圏内における保育事業量の増減に影響を及ぼすことから、市としての関与などについては、当該ガイドラインとは別に協議することにします。